

# 成城大学大学院学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 成城大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、適切な項目を設け適当な態勢を整えて、点検及び評価を行うことに努める。

2 前項の規定による点検及び評価を実施するために必要な事項は、別に定める。

(研究科の組織及び人材育成の目的)

第3条 本大学院に、次の研究科及び課程を置く。

### 経済学研究科

経済学専攻 博士課程

経営学専攻 博士課程

### 文学研究科

国文学専攻 博士課程

英文学専攻 博士課程

日本常民文化専攻 博士課程

美学・美術史専攻 博士課程

コミュニケーション学専攻 博士課程

ヨーロッパ文化専攻 博士課程

### 法学研究科

法律学専攻 博士課程

### 社会イノベーション研究科

社会イノベーション専攻 博士課程

2 本大学院各研究科の人材育成の目的は次のとおりとする。

(1) 経済学研究科の教育研究は、経済学・経営学の各専攻における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、各専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。

(2) 文学研究科の教育研究は、幅広い教養と柔軟な思考力をもって現代の諸課題を解決し、社会貢献に積極的な人材の養成を旨すとともに、博士課程前期においては、各専攻における研究能力または高度な専門性を要する職業に必要な能力を養い、博士課程後期においては、各専攻において研究者として独自の学問領域を開拓推進しうる能力、または高度に専門的な職業に従事しうる能力を養うことを目的とする。

(3) 法学研究科の教育研究は、法律学の教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程

後期への進学を希望する学生に対して必要な専門知識・能力を育成するほか、豊かな創造性と幅広い素養を基礎に専門的な知識・能力を生かして企業実務に従事する職業人や公的機関の政策立案に携わる人材の養成を目的とし、また博士課程後期においては、高度な法律学等の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて、教育研究活動を自立して行う能力を有する人材の養成を目的とする。

(4) 社会イノベーション研究科の教育研究は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションの学問横断的な教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学を希望する学生に対して必要な専門知識・能力を育成するほか、高度職業人として活躍するための高度な専門的知識と幅広い教養を具えた人材を育成する。また、博士課程後期においては、高度な研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

3 本大学院各専攻の人材育成の目的は別表（5）のとおりとする。

（標準修業年限）

第4条 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年及び後期3年の課程に区分する。

2 博士課程前期2年の課程は、修士課程として取り扱う。

3 削除

4 博士課程前期の在学年限は、4年とする。

5 削除

6 博士課程後期の在学年限は、6年とする。

7 研究科が、その定めるところにより、職業を有している等の事情により、本条第1項の標準修業年限を超えて長期にわたる計画的な教育課程の履修の申し出を受け、これが認められた者の修業年限は、許可された当該年限とする。

第5条 削除

（収容定員）

第6条 本大学院の収容定員は、別表(1)のとおりとする。

## 第2章 教員組織及び運営組織

（教員組織）

第7条 本大学院の教員は、研究科教授会が大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に規定する資格に該当すると認めた、成城大学（以下「本学」という。）専任教員をもってあてる。

2 研究科教授会は、必要と認めたときは、本学専任教員以外の者を教員にあてることができる。

（研究科教授会）

第8条 研究科に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、当該研究科に所属する専任教員をもって組織する。

（研究科教授会の所掌事項）

第9条 研究科教授会は、次の事項を審議する。

(1) 専攻課程の新設改廃に関する事項

(2) 規則の制定改廃に関する事項

- (3) 研究科長及び大学院協議会委員の選出に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、留学その他学生の身分に関する事項
- (6) 試験に関する事項
- (7) 学位に関する事項
- (8) 教育及び研究に関する事項
- (9) 学生の生活指導及び賞罰に関する事項
- (10) 予算に関する事項
- (11) 自己点検・評価に関する事項
- (12) その他当該研究科の運営に関する重要な事項  
(研究科長)

第10条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科に所属する専任教授の中から当該研究科教授会が選出する。
- 3 研究科長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。
- 4 研究科長は研究科教授会の議長となり、当該研究科の運営に当たる。  
(専攻主任)

第11条 研究科専攻に、専攻主任を置く。

- 2 専攻主任は、当該専攻に所属する専任教授の中から、研究科教授会で定める。
- 3 専攻主任の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。  
(大学院協議会)

第12条 本大学院に、大学院協議会を置く。

- 2 大学院協議会は、次の教員をもって組織する。
  - (1) 学長
  - (2) 各研究科長
  - (3) 各専攻主任
  - (4) 各研究科教授会で選出した委員それぞれ2名
  - (5) 各研究科の基礎をなす学部の学部長
  - (6) 学長が必要と認めたもの
- 3 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 大学院協議会は、学長が招集しその議長となる。  
(大学院協議会の所掌事項)

第13条 大学院協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 大学院における教育、研究に関する重要な事項
- (2) 大学院学則、学位規則その他の重要な規則の制定改廃に関する事項
- (3) 博士の学位授与に関する事項
- (4) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (5) 大学院の将来の計画に関する事項
- (6) 自己点検・評価に関する事項
- (7) その他各研究科に共通する事項

### 第3章 授業科目及び研究指導の履修方法等

(教育方法)

第14条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目及び研究指導並びに単位数)

第15条 各研究科の授業科目及び研究指導並びに単位数は、別表(2)のとおりとする。

(指導教員の承認)

第16条 学生は、授業科目の選択及び学位論文の作成について、指導教員の承認を得なければならない。

(他大学院等における履修)

第17条 研究科において必要と認めるときは、当該研究科の基礎をなす学部、他の研究科又は他の大学院（外国の大学院を含む。）もしくはこれに相当する教育研究機関の授業科目を学生に履修させ、修得した単位を課程修了に必要な単位数に充当させることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 研究科において必要と認めるときは、研究科教授会の議を経て、大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

### 第4章 課程修了及び学位

(単位修得の認定)

第18条 授業科目及び研究指導の単位修得の認定は、試験その他の方法によって担当教員が行う。

2 筆記試験で不正行為を行った者は、当該学期に選択した授業科目及び研究指導について、単位修得の認定を受けることができない。

(成績の評価)

第19条 授業科目及び研究指導の成績の評価は、優・良・可・不可とし、優・良・可を合格とする。

2 合格した科目については、単位を与える。

(博士課程前期の修了)

第20条 博士課程前期を修了するためには、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該博士課程前期の目的に応じて適当と認められるときには、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程後期の修了)

第21条 博士課程後期を修了するためには、3年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位の授与)

第22条 博士課程前期を修了した者に対しては修士の学位を授与し、博士課程後期を修了した者に対しては博士の学位を授与する。

2 修士の学位には、次のとおり専攻分野を付記する。

経済学研究科	修士(経済学)
文学研究科	修士(文学)
法学研究科	修士(法学)
社会イノベーション研究科	修士(社会イノベーション学)

3 博士の学位には、次のとおり専攻分野を付記する。

経済学研究科	博士(経済学)
文学研究科	博士(文学)
法学研究科	博士(法学)
社会イノベーション研究科	博士(社会イノベーション学)

4 学位の授与に関する必要な事項は、本学則の他、成城大学学位規則の定めるところによる。

(論文提出による博士の学位の授与)

第23条 本大学院の博士課程後期を経ない者が、学位論文を提出してその審査と試験に合格し、本大学院の博士課程後期を修了して学位を授与された者と同等以上の学力を有することを確認されたときは、成城大学学位規則の定めるところにより、その者に博士の学位を授与することができる。本大学院の博士課程後期に修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出したときも同様とする。

## 第5章 教職課程

(中学校又は高等学校教諭専修免許授与の所要資格の取得)

第24条 中学校又は高等学校教諭一種免許授与の所要資格を有する者が、当該免許教科に係る中学校又は高等学校教諭専修免許授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院研究科において取得できる中学校及び高等学校教諭専修免許の免許教科の種類は、別表(3)のとおりとする。

## 第6章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第25条 学年、学期及び休業日については、成城大学学則(以下「本学学則」という。)第5章の規定を準用する。

## 第7章 入学、休学、退学及び除籍

(博士課程前期の入学資格)

第26条 本大学院の博士課程前期に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において16年以上の学校教育の課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条第1項第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した者
- (4) 各研究科が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(博士課程後期の入学資格)

第27条 本大学院の博士課程後期に入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 修士の学位又は専門職学位に相当する外国の学位を有する者
  - (3) その他各研究科が修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学者の選考と入学手続)

第28条 博士課程前期及び博士課程後期の入学者の出願、選考及び入学については、各研究科の定めるところによる。

(休学及び退学)

第29条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、休学又は退学を願い出たときは、これを許可することができる。

- 2 休学期間は、博士課程前期にあつては2年、博士課程後期にあつては3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第4条第4項又は第4条第6項に規定する在学年限に算入しない。
- 4 休学中の者が復学を願い出たときは、許可することができる。
- 5 退学した者が再入学を願い出たときは、審査のうえ許可することができる。

(除籍)

第30条 次の各号の1に該当する者は、その者が在籍する研究科の教授会の議を経て除籍することができる。

- (1) 第4条第4項又は第4条第6項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 死亡した者又は行方不明の者
- (3) 授業料その他の校納金を督促しても納入しない者

## 第8章 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(聴講生及び科目等履修生)

第31条 本大学院の学生以外の者で研究科の開設する特定の授業科目の聴講を希望する者(以下この条において「聴講生」という。)があるときは、当該研究科において審査のうえ、これを許可することができる。

2 本大学院の学生以外の者で研究科の開設する特定の授業科目を履修し単位を修得することを希望する者（以下この条において「科目等履修生」という。）があるときは、当該研究科において審査のうえ、これを許可することができる。

3 聴講生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第32条 外国人留学生については、別に定める。

## 第9章 学費等

（入学検定料）

第33条 本大学院への入学を志願する者には、別表(4)に定める入学検定料を納付させるものとする。

（入学金）

第34条 本大学院への入学を許可された者は、別表(4)に定める入学金を納付しなければならない。

（授業料等）

第35条 本大学院の学生は、別表(4)に定める授業料その他の校納金を納付しなければならない。

（学費等の徴収）

第36条 入学検定料及び入学金、授業料その他の校納金の徴収については、別に定める。

（退学者等の校納金の徴収）

第36条の2 退学をした者、除籍された者、退学を命じられた者及び停学中の者は、当該年度の授業料その他の校納金を納付しなければならない。

（休学者の校納金の徴収）

第36条の3 休学中の者は、当該年度の授業料及びその他の校納金を納付しなければならない。ただし、休学の期間が学期の全期間にわたる場合にはその学期について納付すべき授業料を免除することがある。

## 第10章 奨学制度

（奨学制度）

第37条 本大学院の奨学制度については、別に定める。

## 第11章 賞 罰

（賞罰）

第38条 学生の賞罰については、本学学則第13章の規定を準用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、別表(4)は昭和56年2月1日から適用する。
- 2 昭和56年3月31日に在学する者にかかる授業料の額は、改定後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和56年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和57年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和58年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中別表(4)については昭和60年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和59年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和60年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中別表(4)については昭和62年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和61年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中別表(4)については昭和63年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和62年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中別表(4)については平成元年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和63年度以前の入学者の校納金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成4年3月20日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成4年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

3 成城大学大学院運営組織規程（昭和57年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、この学則第17条の規定は平成8年度以前の入学者にも適用する。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（１） 本大学院の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程前期		博士課程後期		博士課程
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	15	30	7	21	51
	経営学専攻	10	20	5	15	35
文学研究科	国文学専攻	10	20	5	15	35
	英文学専攻	10	20	5	15	35
	日本常民文化専攻	10	20	5	15	35
	美学・美術史専攻	10	20	5	15	35
	コミュニケーション学専攻	10	20	5	15	35
	ヨーロッパ文化専攻	10	20	5	15	35
法学研究科	法律学専攻	10	20	5	15	35
社会イノベーション研究科	社会イノベーション専攻	10	20	4	12	32

別表（２） （省略）

別表（3） 教員免許の種類及び教科

経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状（社会科） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史科） 高等学校教諭専修免許状（公民科）
	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状（商業科）
文学研究科	国文学専攻	中学校教諭専修免許状（国語科） 高等学校教諭専修免許状（国語科）
	英文学専攻	中学校教諭専修免許状（英語科） 高等学校教諭専修免許状（英語科）
	日本常民文化専攻	中学校教諭専修免許状（社会科） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史科）
	ヨーロッパ文化専攻	中学校教諭専修免許状（ドイツ語科） 高等学校教諭専修免許状（ドイツ語科） 中学校教諭専修免許状（フランス語科） 高等学校教諭専修免許状（フランス語科）
法学研究科	法学専攻	中学校教諭専修免許状（社会科） 高等学校教諭専修免許状（公民科）

別表（４） 入学検定料及び校納金

入学検定料

35,000円

校納金

イ. 博士課程前期

種 目	年 額	納 入 時
入 学 金 学 外 者	150,000円	入学年度のみ
学 内 者	免 除	
授 業 料	570,000円	毎 年
施 設 費	65,000円	1, 2年次

長期履修学生の授業料（年額）は、それぞれ上記の額に所定の標準修業年限を乗じ、入学時に許可された修業年限で除した額とする。

また、長期履修学生が学年の途中で長期在学期間を短縮することが認められた場合及び在学生在が学年の途中で長期在学期間を認められた場合の授業料の額は、成城大学大学院長期履修学生規則の定めるところによる。

但し、施設費（年額）については、入学後2年間で納入することとする。

ロ. 博士課程後期

種 目	年 額	納 入 時
入 学 金 学 外 者	150,000円	入学年度のみ
学 内 者	免 除	
授 業 料	507,000円	毎 年
施 設 費	65,000円	1, 2年次

長期履修学生の授業料（年額）は、それぞれ上記の額に所定の標準修業年限を乗じ、入学時に許可された修業年限で除した額とする。

また、長期履修学生が学年の途中で長期在学期間を短縮することが認められた場合及び在学生在が学年の途中で長期在学期間を認められた場合の授業料の額は、成城大学大学院長期履修学生規則の定めるところによる。

但し、施設費（年額）については、入学後2年間で納入することとする。

別表（５） 各専攻の人材育成の目的

研究科	専攻	人材育成の目的
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻は、博士課程前期において研究コースと専修コースを設けている。研究コースは、経済現象を的確に分析し深く洞察しうる能力をもつとともに、高い見識を具えた研究者の養成を目的としている。また専修コースは、経済学関連分野の幅広い知識を修得するとともに、豊かな教養を身につけた優れた高度職業人の育成を使命とする。さらに、博士課程後期は、博士の学位を目指すものに研究の場と指導を提供し、独創的な研究によって学術の水準を高め社会の期待に応えられる研究者の養成を目的とする。
	経営学専攻	経営学専攻は、博士課程前期では経営領域の専門研究者を目指す研究コースとビジネス界で活躍できる高度職業人を目指す専修コースの二つのコースを設置している。企業経営に関する広範な課題に対応するため、経営・会計・商学・情報の４分野の科目を適切に配置し、一つの領域に深く精通するのみでなく、幅広い見識を備えて経営の諸問題を発見・解決することのできる人材を育成する。また博士課程後期では博士の学位を目指すための高度な研究と研鑽の場を用意して、創造的な学術課題を追求する人材を養成する。
文学研究科	国文学専攻	国文学専攻では、古代から現代に至る国文学、国語学、漢文学に加えて西欧およびアジアとの比較文学といった関連領域の授業も設け、あらゆる時代、ジャンルの文学の研究に対応している。これによって、基礎的かつ広範な学識を身につけた人材を養成し、高度な能力を有する研究者あるいは専門的知識を備えた国語教員などの育成を目的とする。
	英文学専攻	英文学専攻では、イギリス、アメリカ等の英語圏の文学・言語・文化の３つの領域を専攻する。主な研究内容は、イギリス文学、アメリカ文学、現代英語の文法、英語教育学、地域文化、現代文化、比較文化などである。博士課程前期では、中学・高校の英語教員をはじめ、様々な分野で活躍する、高い専門的知識と国際的な視野を備えた人材を育成し、博士課程後期では、専攻した分野の研究者を育成することを目的とする。
	日本常民文化専攻	日本常民文化専攻では、日本を中心に、日本内外の社会と文化に関して、日本史学や民俗学、文化人類学のいずれか一つを専門としつつも、それらを理論と実践の両面において有機的に結びつけながら超領域的に研究していく。大学教育に携わることができる研究教育者を養成するとともに、地域の文化行政に携わる公務員や博物館学芸員等、「文化の専門家」として、修得した知識や技法を活用して国や地方行政担当者や地域住民、研究者・専門家と一般の人々等の間の「文化メディエーター（文化の仲介者）」ないし「文化コーディネーター（文化の調整者）」となる人材を養成する。
	美学・美術史専攻	美学・美術史専攻では、美学、芸術学、美術史学の諸分野を総合的かつ体系的に研究している。このような研究と芸術の鑑賞を通じて、鋭敏な感性と、歴史的コンテキストの中で本質をとらえる思考力を養い、それを基にした歴史認識によって、ますます多様化、複雑化する社会に適応できるバランス感覚を身につけた人材の養成を目的としている。
	コミュニケーション学専攻	コミュニケーション学専攻では、現代社会におけるマスコミュニケーション・対人コミュニケーションやマスメディアの働きを、社会心理学、社会学的な視点から理論的かつ実証的に研究する。主な研究方法は、実験、質問紙サーヴェイ調査、社会科学調査における質的方法などである。博士課程前期は専門的知識を生かした職業人の育成を目的とし、博士課程後期は教育研究職で活躍する人材や、専門的知識を有する高度の職業人の育成を目的とする。
	ヨーロッパ文化専攻	ヨーロッパ文化専攻は、ドイツ、フランスを中心としたヨーロッパ諸国について西洋古典、哲学、言語学、文学、文化、芸術、歴史学などの多分野にわたる視点から研究を深め、博士課程前期では研究者や独語・仏語教員をはじめ教育・研究・翻訳・出版などに携わりうる人材を、同後期では留学能力を備え、高度な研究・教育を行いうる研究者を養成する。
法学研究科	法律学専攻	法律学専攻は、法律学の教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学を希望する学生に対して必要な専門知識・能力を育成するほか、豊かな創造性と幅広い素養を基礎に専門的な知識・能力を生かして企業実務に従事する職業人や公的機関の政策立案に携わる人材の養成を目的とし、また博士課程後期においては、高度な法律学等の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて、教育研究活動を自立して行う能力を有する人材の養成を目的とする。
社会イノベーション研究科	社会イノベーション専攻	社会イノベーション専攻は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションの学問横断的な教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学を希望する学生に対して必要な専門知識・能力を育成するほか、高度職業人として活躍するための高度な専門的知識と幅広い教養を具えた人材を育成する。また、博士課程後期においては、高度な研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。